

「立山開山縁起」にみえる布施院について

—その史的解釈に関する覚書—

木本秀樹*

はじめに

「立山開山縁起」については、これまでも研究がなされて今日に至るとともに、その諸本が刊本となって研究に供せられるに至っている¹⁾。一般的に、「立山開山縁起」には「大縁起」、「小縁起」、「略縁起」等があり、内容的においてほぼ同様であるものの、その名称の如く分量には格段の相違があるとともに、字句の異同も少なくないのが現状である。また、これら「立山開山縁起」（以下、「開山縁起」と略称する。）の全てが公刊されているわけではなく、問題もいまだ多く存するものと思われるのである²⁾。

ところで鎌倉初期までに成立した『伊呂波字類抄』十卷本³⁾は、その内容が後の縁起に与えた影響のほどが大きいと考えられることから、縁起諸本が各時代の修飾を受けながらも、脈々とその内容を継承してきたことを如実に示しているものと想定される。しかしながら、現存する縁起はそのほとんどが近世の段階において筆写されたものであり、かならずしも成立時期のものではないのである。

ただそうした中に、前代における歴史的所産をいくつか、かいまみることができるものと思われ、こののちも「開山縁起」生成の経緯の一端を明らかにしたいと考えている。とすると、こうした縁起類は伝承としての性格上、易く取り扱われることが少なくないが、おそらく平安後期には、その初源的な内容が成立していたと想定されるこの縁起の骨子につき、連綿と受け継がれていることの重要性を改めて問いたいと考えるものである。

1

現存する史料や地名には、フセの用字として「布勢」、「布西」、「布世」、「布施」等が一般的に見受けられる。また、「布瀬」、「伏」、「布制」、「富制」といった用例も、いくつか見いだすことができる⁴⁾。そこで本節では、まず現存する近世の古記録及び古文書

* 富山県 [立山博物館]

以前のフセの用例について取り挙げ、その歴史的変遷を辿ることとしたい。ただ、越中国内のフセの地名については、射水・新川両郡の双方にみられ、先学の研究や史料の解釈においても、混同して用いられているものも少なくないが、本稿の対象とするものは、新川郡における同地にほかならないことをあらかじめおことわりしておく。

ところでフセに関する初見は、次の二史料に窺われる。

(1) 『延喜式』(卷十 神祇十 神名下)

(略)

越中国<sup>大一座
小三座</sup>

(略)

新川郡七座^{並小}

神度神社

建石勝神社

櫛原神社

八心大市比古神社

日置神社

布勢神社

雄山神社

(略)

(2) 『延喜式』(卷二十八 兵部省)

(略)

諸國驛傳馬

(略)

北陸道

(略)

越中国驛馬^{坂本、川合、日理、白城、礮瀬、水橋、布勢各五疋、佐味八疋、} 傳馬^{礮波、射水、福良、新川郡各五疋、}

(略)

(1)は、いわゆる式内布勢神社として記載されたものである。現在、魚津市布施爪の布施川左岸に位置するもののほかに、論社はない。また(2)は、布勢駅家のことで、前駅の水橋駅家と次駅である佐味駅家(越中国終駅)との中間に位置していることがわかる。地理的にみても布勢駅家は、現在の魚津市あるいは黒部市に比定され、他の両比定地のほぼ中間に所在していたとすることで、大方の見解は一致している。この駅家には、駅馬五疋の設置されていたことがわかる。これまでの用字は、「布勢」であるが、この用

字は、越中国以外の地名や人名にも、比較的よく使用されているものである。

次に、中世にみえるフセの地の存在について、言及してみたい。いささか煩瑣になるものの、同地の呼称に関する史料と出典について逐一取り挙げると、次のようになろう。

○ 小布施庄

- (3) 応永二十年十二月十一日「東寺造営料棟別銭免除在所注文」（東寺百合文書）
- (4) 康正二年「造内裏段銭竝国役引付」（群書類従 雑部）
- (5) 文明年間十二月十七日「吉見義隆書状」（温故古文抄）

○ 小布施保

- (6) 『鹿苑日録』長享元年八月十六日条
- (7) 『同上』同 三年五月十日条
- (8) 『同上』同 三年五月十三日条

○ 布施(世)保

- (9) 『親元日記』寛正六年三月二十六日条（統史料大成 10）
- (10) 「賦引付」一（文明七年 内閣文庫）
- (11) 永禄十二年十一月十六日「河田長親宛書状」（歴代古案（別本） 十四）
- (12) 元亀三年閏正月二十二日「河田長親宛書状」（同上）
- (13) 応永三十四年八月二十八日鐘銘（新編会津風土記）⁵⁾

まず小布施庄の初見は、(3)において足利氏の菩提寺である等持院領として見受けられ、(4)でも造内裏段銭を負担した中に、同荘の存在が窺われる。次に小布施保は、同保代官が畠山政長被官であったり、鹿苑院領として史料上に散見するものである。さらに、布施保は(9)において一色兵部入道が、「新河郡布西保」の下地中分を希望した中に見受けられるとともに、(11)において上杉家臣河田長親が、庄田惣左衛門（定賢）に布施保地田村を安堵していることから窺われ、その後も史上に散見する。

一方、天正8（1580）年4月の「越中国小川山千光寺之記」⁶⁾においても、「布施之谷」、「布施川」の所在が知られるのである。このように、古代以来の地名が今日に至るまで確認されるとともに、用字も一般的に、「布勢」から「布施」へと変わってきていることが挙げられよう。このことは、僧尼令齋会布施条の規定を俟つまでもなく、全国的な動静として捉えることができる。

本節では、布施院の史料上の用例について述べることにしたい。この場合、現存する縁起や文書中の当該箇所を取り挙げていくわけであるが、あくまでも史実として扱うものではなく、いかなる史料的解釈や概念として成り立つかを中心にするにしたい。そこで当該箇所を挙げると、次のようになる。

(14) 「立山権現」(『和漢三才図絵』卷之六十八)⁷⁾

(略) 彼山伝記曰、文武天皇大宝元年二月十六日夜、帝夢阿弥陀来枕頭曰、自今令四条大納言有若領越中国、国家当安穩也、覚乃勅有若為越中国司、而有若卿同嫡男有頼移住当国保伏山、一日自辰巳方白鷹飞来止于脚拳喜愛育之、既而有頼請於父、為鷹野遊時、(略)

(15) 「立山縁起」(立山町岩嶺寺延命院蔵本)

大宝元年辛丑二月十六日、志賀京四条部主、越中守佐伯有若朝臣、始庁府、全二年九月十三日嫡男有頼、入新川郡布施院、捨田之時、申請父鷹、(検) 数日捨田間、(検) 彼鷹俄指南、(略)

(16) 「立山小縁起」(立山町岩嶺寺雄山神社前立社壇蔵本)

(略) 大宝元年春二月十六日、志賀都城四条部主越中之守□□到越之中州、扨居□布勢之保大山府、(略) 有若卿有一子、(略) 是歳秋九月十三日、有若卿父子、入新川郡、検田之暇、有若卿獲希有之白鷹、而養得焉、有頼君請之、以出郊外、(略)

(17) 「立山略縁起」(立山町芦嶺寺権教坊旧蔵本)

(略) 志賀の京より佐伯有若ハ、越中の郡主をたまハリ、布施院に居城す、爰に大宝元年辛丑年、立山大権現ハ熊と化し、刀尾天神ハ鷹と化し、則布施の城に入玉ふ時、城主の嫡男佐伯有頼公、此鷹を志し則出玉ふ時、(略)

(18) 「立山略縁起」(立山町芦嶺寺相真坊旧蔵本)

(略) 同月十六日越中国に下り、新川郡宇布施の院に居城を構ひ、御殿佐伯左エ門尉越中守有若公と申す、(略) 玉を欺く男子御誕生ましへて、御夫婦の寵愛浅からず、是を名けて有頼公と申なり、(略) 于時九月十三日国中検田の際、該父寵愛の白羽の鷹を携へて、天神山の下尾崎野に出、密かに遊獵し玉へり、(略)

(19) 「立山大縁起」(立山町芦嶺寺泉蔵坊蔵本)

抑へ大宝元年辛丑二月十六日、志賀京四条郡主越中守佐伯有若之朝臣、始庁府也、同二年九月十三日、嫡男有頼公二十六才而、当国新川郡入于布施院、(略) 検田之

間、彼鷹俄指南、(略)

(20) 「立山大縁起」(立山町芦嶺寺一山会(旧権教坊)蔵本)

(略) 抑、大宝元年辛丑二月十六日、志賀京四条郡主、越中守佐伯有若之朝臣、始序符、同二年九月十三日、嫡男有頼、新川郡入布西之院、検田之時、父之鷹申請、数日検田之間、彼鷹俄指南遙山翁、(略)

(21) 「立山大縁起」(立山町芦嶺寺日光坊蔵本)⁸⁾

(略) 抑大宝元年辛丑二月十六日、志賀京四条郡主、越中守佐伯有若朝臣、始序符、同二年九月十三日、嫡口口頼、新川郡入布施院、検田之時、父鷹申請、数日検田之間、彼鷹俄指南遙山翁、(略)

そこで、上記(14)～(21)における布施院に関する部分の記述を書き下して比較すると、次のようになる。

- (14) (略) 当国保伏山に移住し、(略)
- (15) (略) 新川郡布施院に入り、(略)
- (16) (略) 抛りて布勢保大山府に居口す、(略)
- (17) (略) 布施院に居城す、(略)
- (18) (略) 新川郡字布施の院に居城を構ひ、(略)
- (19) (略) 当国新川郡布施院に入り、(略)
- (20) (略) 新川郡布西院に入り、(略)
- (21) (略) 新川郡布施院に入り、(略)

この中で(14)の解釈につき、「当国の保伏山」か「当国の保、伏山」とする読みになると思われるが、私は地名化した保の存在を踏まえながら、伏山と記した後者の解釈と考えたい。また「伏」を現行地名の犬山の「犬」の書き誤りとし、それが(3)の大山の「大」となったり、「伏」=「布施」の音であるとの解釈も成り立ち得よう。また内容的にはほぼ同一であるものの、本来(15)の「入新川郡布施院」とすべきところを(19)(20)(21)のように、「新川郡入(于)布施(西之)院」として、「入」が新川郡と布施院の間に記す場合も見受けられる。しかし、いずれにしても布施院そのものを指すと考えて大過はない。

ところで、(14)及び(15)以下は、よく似た内容ではあるものの、表記のしかたにおいて大きく相違していることが挙げられる。これは、『和漢三才図会』が諸書を援用して構成されていると考えられるものの、史実の是非は別として(15)以下の史料と伝本や書写の性格、伝承や伝播の形態、さらには時間的経過において、根本的に相違することに起因するものであろう。特に、『伊呂波字類抄』十卷本から『和漢三才図会』に至るまで約600

年もの時間的な経過があり、その間には『神道集』、『類聚既驗抄』等の記述があるものの、佐伯氏のことを開山伝承に盛り込んだものは管見の限りでは見受けられない。(14)から(21)の中で佐伯有若・有頼に関する記述が形成された時期について詳かではないが、佐伯宿祢有若という実在した人物をモチーフにしたことの背景については、注視すべきであろう⁹⁾。また、(16)で「布勢之保大山府」としている点については、一考を要しよう。これは地名化した保の単位を踏まえて、国府の存在を意識して擬したものと思定される。

さらに、(16)では「布勢之保大山府」に居を構えながら、同年九月十三日に「入新川郡、検田之暇」とあり、大山府が新川郡以外の地にあったことを匂わせた表現を用いている。これまで黒部市犬山に立山社が存在することから、「大山」を犬山の誤記としてこの地に比定する考え方があるが、(16)の史料解釈からすると、「布勢之保大山府」は、新川郡に所在することにはならないのではなかろうか。このように解すると、「布勢之保大山府」は射水郡の布勢の地が国府にも近く、『万葉集』に詠まれた布勢水海をも意識したことが想定される。このように、歴史的事実とは裏腹に、伝承のあり方もかなりまちまちであったことがいえよう。

さて、開山縁起の中でもっともよく表記される布施院について考えてみたい。これまで先学の研究において、「布施城」、「布施館」、「布施院」といった表現が無批判に用いられてきた感が否めないが、管見の限りで前二者に関する事例はきわめて少ない。近世までの史料の中で、布施城に関する事例を挙げると、次のようになる。つまり、

(22) 文化三年「立山芦峯寺由来帳」¹⁰⁾

(略) 志賀京方佐伯有若公者、越中之郡主ヲ給、新川郡布施院ニ居城ス、(略) 熊・鷹ト応化シ、布施城ニ入給、(略)

(23) 文政元年「納経一卷等記録」¹¹⁾

(略) 右、有頼之由来ヲ絵伝ニ仕、有頼一代并布施城主方於立山不思議奇瑞之事共を委細絵図ニ相認申物故、(略)

この中で、(22)のように「布施院に居城」といった表現で、先の(18)の表現と呼応するものも見受けられるとともに、天保十三年「諸堂勤方等年中行事」¹²⁾に、「(略) 大宝元年辛丑春、父有若公被任越中守、則下越中国在城布施院、翌年九月十三日有頼二十六歳而下布施院、(略)」とあるように、「布施院に在城」といった表現にしているものもある。

また、「布施館」についての実例は管見の限りでは見受けられないが、「雄山神社祈願殿等年中行事祝詞」¹³⁾で、佐伯霊社祭禮祝詞の中に「(略) 大寶二年止云歳乃九月爾御父

有若卿乃命持弓越中国新川郡布施院止云館爾御座麻志弓（略）」とあり、布施院＝館に見立てていること、さらに同六年「由緒書上帳」¹⁴⁾に、「敏達天皇元年八月越中国布施院犬山館入、(略)」とあり、こうした表現から「布施館」という語句が、派生してきたことも想定されるものの、一般的には表記されなかったものと解してもよからう。

3

以上、フセの史料上の表現について取り挙げてみたが、「布施院」については一義的ではなく、さまざまな意味に解されていることがわかった。それでは、この由来とは、はたして何であろうか。私は、次に挙げる森田柿園の見解がひとつの示唆を与えていると考えている。つまり柿園は、布施院の語義について「按ずるに、布施之院といふは、今能登國に邑智院・富木院・良川院の如く、郷庄の名なるべし。(略)」としていることである。また、式内布勢神社の論社について、芦峯寺の布施院神社を例に挙げ、「(略)又布勢院神社と云は、往古舊社地邊をば布施院と云にやと云へり。」¹⁵⁾とも述べているのである。

普通、「院」という語義には、一般的に何らかの施設の要素の包含したことが考えられる。それは全国に残存する地名から、それが時に国府あるいは郡衙等の公的施設であったり、堂舎などを直接的に指すとともに、それが転じて院号や所在する人物なども意味するようになる。布施「院」の場合、縁起に記された時点においては、柿園も指摘する如く、おそらく地名化していたものと思われるが¹⁶⁾、それ以前には果たしていかなる背景を有していたものであろうか。このことを史料的に立証することは困難であるが、前述した布施保の存在は、さまざまなことを提示してくれるものと考えている。

つまり「保」とは、平安時代後期から中世を通じて存在した所領単位で、荘、郷、名などと並称されたもので、律令制の解体過程において国衙領が再編される中で、未墾地開発を申請者（保司）に対し国司が許可することによって出てきたものである。保司には保内の勅農権や官物徴収権が与えられていた。また、官物を中央官司や京都の権門勢家等に収納される保を特に「京保」というが、それに該当するものとして「便補保」が挙げられる。これは、諸国から便宜に国内における特定地を決めて、国衙を経ずに郡・郷・院などから直接的に官物を納入したものである¹⁷⁾。

布施保と布施院がいかに関わったか、史料の所見時期に大きなずれがあるため、確たることは言い得ないが、一般的に「院」としての所領形態が存在していたことは、首肯されるべきものであり、土地の単位そのものが地名化したものとも憶測されるのである。

また各縁起の中で、布施院を国府に擬した表現を採っているのは、上記(4)(5)（表記は異なるが、(1)も含む。）であり、その他は布施院を国府から離れた地と認識していることについて取り挙げたい。これまで、布施院=国府としてのみ捉えようとする見解が一般的であったかの印象を受けるが、こうした縁起を詳細に読んでいくとき、かならずしもそうしたことが成り立たないことが言えるであろう。

そして、この地が「開山縁起」における故地として選ばれた事由については不明であるが、これまで前節以前において記したように歴史性を有した地であるとともに、この地から立山に至るルートの背景に、教線や何らかの正当性を持たせようとする配慮が投影されているように思われてならないのである。また、中世以前の新川郡の拠点として郡衙の比定が試みられ、上市町正印や魚津市大光寺などがそれに当てられてもいる。¹⁸⁾ 私も、この地が候補地としてふさわしいと考えているが、布施の地も新川郡における一時期の拠点として、認識されていたと推測するとともに、それが有若や有頼による越中国や立山への入部として、表現されたことに反映していることも想定されるのである。¹⁹⁾

おわりに

以上、僅少な史料から「開山縁起」にみえる布施院のもつ背景について、憶測を重ねてみた。あらためておことわりしておくが、私は、縁起にみえる事柄を史実として認識するのではなく、また一概に退けてしまうものでもなく、あくまでも史料的解釈や背後に醸成されてきた歴史性といったもののみ、焦点を当てて述べてみた。さらに、これまで先学の研究の中に無批判に語句を引用してきた点も少なくなく、こうしたことを正す意味においても一見迂遠なようであるが、基本的な史料解釈までも取り挙げた次第である。

また、縁起そのものは史実ではないものの、寺社等において自己の正当性や来歴のほどを強調しようとしたり、さまざまな人間の諸活動のモチーフとなったものを縁起という形に改変して、後世に残そうとした所産であるとも考えられる²⁰⁾。こうした観点に立ってみると、「開山縁起」には、このほかにも種々の問題が内在しているのであり、改めて論ずる機会を得ることとしたい。

註

- 1) ①『富山県史 史料編Ⅰ 古代』（富山県 1970年）。また、②廣瀬誠・高瀬保編『越中立山古記録Ⅲ 越中資料集成 別巻2』（桂書房 1992年）において、一山会（旧権教坊）蔵本及び泉蔵坊蔵本「立山大縁起」の校合が行われている。本稿第2節の縁起諸本は、『和漢三才図会』及び日光坊本を除いて、すべて①②に寄ったものであり、以下、関係の縁起についての出典の明記は、特にしないこととする。
- 2) 註1) ①において、一山会蔵本及び日光坊本「立山大縁起」が、同じ字句であるとして、日光坊本が省略されている。このことは、大方において首肯されることであるが、両者を詳細に校合するとき、若干の異同が見受けられ、音や語句の表記に違いのあったことがわかる。また一山会蔵本の前書には、「文化十四丑四月箱入ニ而三卷開山直筆之縁起之写と申而寺社江上ル、(略)」、表紙には「御上江上ル控」とある。縁起が書き上げられた年次のわかる数少ないものとして、重要である。
- 3) 『同書』（大東急記念文庫所蔵 雄松堂出版 1987年）
- 4) これらの実例について、逐一取り挙げることはしないが、本文において随時扱うこととする。
- 5) (3)～(13)の史料については、『富山県史 史料編Ⅱ 中世』（富山県 1975年）より、引用した。以下、本文に取り挙げる場合においても、同書からのものとし、特に出典は明示しない。
- 6) 註5) 前掲書。
- 7) 『同書』（和漢三才図会刊行委員会 東京美術 1992年）
- 8) 日光坊本については、富山県立山博物館常設展示において展示されており、実見した結果による。
- 9) 佐伯宿禰有若は、延喜五年七月十一日「佐伯院附属状」（随心院文書）において、「越中守従五位下」として署名を残しており、実在した人物であることがわかる。有若が立山開山のモチーフとされたこと背景にはさまざまなことが想定されるが、越中守として在任したころは、まさに天台系勢力による立山開山の時期と合致する。この事実は、やはり大きいと言わなければなるまい。そして、この附属状の中で平城左京五条六坊に所在した佐伯氏建立になる香積寺（俗名佐伯院）が、東大寺によって南大門のうちに移されたことから、同寺と佐伯氏との関わりをのほどを窺い知ることができる。佐伯院は東大寺東南院の起源となるが、随心院文書が東大寺関係文書を包含することや、越中国と広大な東大寺領地との関係が存在する

ことから勘案していくと、当時、越中守として在任した有若が、こうした説話の構成要素として胚胎していたことを窺わせるものとも想定されるのである。この点に関しては、別稿を予定している。

- 10) 『越中立山古記録』Ⅲ－九。
- 11) 『越中立山古記録』Ⅰ－五。
- 12) 『越中立山古記録』Ⅳ－一。
- 13) 『越中立山古記録』Ⅱ－十三。
- 14) 『越中立山古記録』Ⅲ－二十六。
- 15) 『越中志徴』巻八(石川県図書館協会 富山新聞社 1973年)における「布勢神社」・「布施院」の各項。
- 16) 天保十三年「當山速要御用留」(『越中立山古記録』Ⅱ－六)では、天保二年十月に宝暦年中の調理帳により芦嶽寺神社帳を作成したことを記した中で、「一立山若宮大権現 布施院神社 但シ天之手力男神」とあり、布施院が神社名に付されており、地名化した名残が窺われる。
- 17) この点に関する先学の研究として、義江彰夫「「保」の形成とその特質」(『北海道大学文学部紀要』22－1)、勝山清次「便補保の成立について」(『史林』59－6)、大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(『東北学院大学論集』1)、橋本義彦『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館 1992年)等、参照のこと。
- 18) 地名から論じた研究は数多くあるが、本稿に関わるものとして、山田弘通「地名から見た国府」(『地名学研究』8・9・14・15・17)、石井進『日本中世国家の研究』(岩波書店 1970年)、木下良「国府跡研究のこれから — 古代から中世への変遷を主にして — 」(『史学雑誌』82－12)等、参照されたい。
- 19) この点に関しては、別稿を予定している。
- 20) 米原寛氏のご教示による。